

令和2年10月1日

## 剣道(稽古・行事)を行うにあたっての感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人 奈良県剣道連盟

### はじめに

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）が、8月27日付で「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」（以下「大会ガイドライン」）を制定しました。

一般財団法人奈良県剣道連盟（以下「奈剣連」）としましては、全剣連ガイドラインに沿って稽古・行事を可能な限り再開することといたします。

そのため、奈剣連における剣道(稽古・行事)を行うにあたっての「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（以下「奈剣連ガイドライン第2版」）を制定しました。

誰もが経験したことがない状況下での行事再開となります。今までの努力を無駄にしないためにも、油断せず、慎重な行動をお願いいたします。

今後も知見の集積・県内の感染状況及び全剣連の方針を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることもご了解ください。

尚、居合道・杖道については、全剣連ガイドライン（居合道・杖道）及び、このガイドラインに準拠してください。

# 剣道（稽古・行事）を行うにあたって

<新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン>

このガイドラインは、稽古・行事を行うため作成したものです。

新型コロナウイルスは、終息したわけではありません。

**大切な人にウイルスを移さないために！剣道で、クラスター感染を起こさないために！**

新型コロナウイルス感染拡大予防対策の徹底を心がけてください。

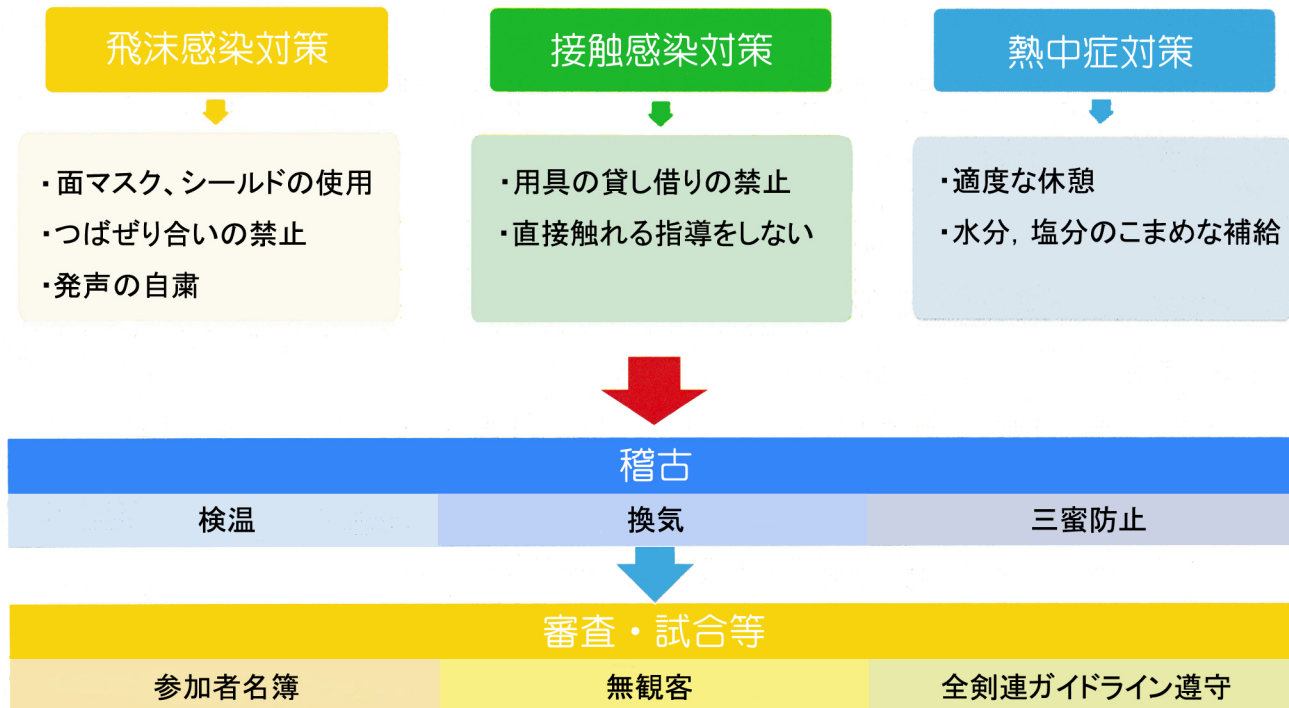
## 1. 稽古・行事の実施にあたって

- ① 奈良県及び使用する施設の方針を遵守すること。
- ② 参加者に児童、生徒、学生がいる場合は、文部科学省の「学校の新しい生活様式」（令和2年 5月22日）の趣旨や教育委員会の方針を尊重すること。
- ③ 大会の実施・参加にあたっては、全剣連の「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること。
- ④ 団体間の交流、出稽古（練習試合等）は、新型コロナウイルスが終息したわけではないので、実施しないことが望ましい。

なお、やむを得ず実施する場合は、十分な感染拡大予防対策を講じ、

- ・ 学校 → 学校長の責任において判断し、実施すること。
- ・ 一般団体 → 代表者の責任において判断し、実施すること。

## 2. 注意喚起及び稽古計画の策定



### 3. 稽古の参加にあたっての留意事項

① 基礎疾患のある方や高齢者は重症化リスクが高いことが報告されていることから、体調が普段と異なる場合は、稽古への参加を慎重に判断すること。

② 以下の条件に該当する者は稽古に参加しない。

- ・ 体調がよくない場合（2週間以内に 37.5℃以上の発熱があった。咳、咽頭痛などの症状がある）
- ・ 倦怠感、息苦しさ、味覚、嗅覚の異常がある場合。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

#### 4. 稽古に参加する前に

- ① 体温を測ること。
- ② 健康調査票を書くこと。
- ③ 「面マスク」、「シールド」を準備すること。
- ④ 使用したものを持ち帰るビニール袋等を準備すること。
- ⑤ 水筒の用意をすること。
- ⑥ 着替えはできるだけ自宅で済ませること。更衣室を使用する場合は、少人数で着替えること。
- ⑦ 道場への移動中はマスクを着用すること。

## 5. 道場についたら

- ① 道場の換気を行うこと。(稽古中も 30 分に1度の換気を行う)
- ② 道場を清掃し、気になる箇所をアルコール消毒すること。
- ③ アルコール等で手指消毒をすること。
- ④ 健康調査票を提出すること。

## 6. 稽古について

- ① 礼法は立礼のみとすること。（床に手をつかないようにする）
- ② 前後左右 2 m 間隔をとるようにすること。
- ③ 「面マスク」を着用すること。（※60 歳以上は「シールド」を併用）
- ④ 発声は極力おさえること。
- ⑤ つばぜり合いはしないこと。
- ⑥ 保護者等は施設外で待機すること。
- ⑦ 熱中症対策を入念にすること。
- ⑧ 稽古時間はできるだけ短くすること。
- ⑨ 適度な休憩をとり、休憩中は「マスク」をつけ私語を慎むこと。



## 7. 稽古後

- ① 先生・先輩方への座礼は行わない。
- ② 手指消毒とうがいをすること。
- ③ 使ったところ、触れたところを消毒すること。
- ④ 帰宅したら、すぐにお風呂（シャワー）に入ること。
- ⑤ 使用した「面マスク」「シールド」をビニール袋に入れて持ち帰り、洗剤で洗うこと。
- ⑥ 剣道着・袴・手拭いは稽古の度に洗濯をすること。
- ⑦ 防具や竹刀をアルコールやきれいなタオルで手入れをし、しっかり乾燥させること。

## 8. その他

- ① 用具等の共用はしないこと。
- ② 稽古後に参加者同士で会食する場合は、厚生労働省が公表した「新しい生活様式」を遵守すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染者が出た場合は、速やかに奈剣連に報告すること。
- ④ 接触確認アプリを活用すること。

以上